

令和4年4月26日
都市局
まちづくり推進課

「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた 道路空間利活用に関するガイドライン」を公表

～関係省庁が連携して、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出を推進します～

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、道路、公園、水辺空間、民間空地などの利活用等に関する各地域のプロジェクトを推進するため、令和3年3月に関係省庁が連携して立ち上げた「関係省庁支援チーム」の第3回目の会議を令和4年3月に書面開催し、パブリック空間を代表する道路空間の利活用手法をとりまとめたガイドラインを策定しました。

1. 背景

我が国では人口減少や少子高齢化が進行し、ソーシャルキャピタルの低下等の課題を抱える一方で、知識集約型経済の拡大やグローバル化に伴う都市間競争の加速、働き方改革やワークライフバランスの重視等の働き方の多様化が進んでおり、都市における魅力向上が求められています。こうした状況の中、人間中心の豊かな生活の実現やイノベーションの創出による新たな価値の創造と地域課題の解決を目指し、パブリック空間の利活用等に関係する制度や施策を所管する省庁・部局で構成された、「居心地が良く歩きたくなる」まちなか創出に向けた関係省庁支援チーム」において議論を重ねてまいりました。

本ガイドラインは、近年、地域の賑わい創出のためのイベント等による利用など、道路空間の利活用への期待が高まっていることを踏まえ、パブリック空間を代表する道路空間の利活用に着目し、地方公共団体やエリアマネジメント団体等の地域活動を行う方々に活用していただくことを念頭に、地域活動を円滑に実施するための基礎情報をとりまとめたものです。

2. 本ガイドラインの主な内容

第1章 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりについて

第2章 道路占用許可について

第3章 道路使用許可について

参考事例

参考資料

※本ガイドラインは、後日、国土交通省ホームページに掲載します。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000099.html

【問い合わせ先】

国土交通省都市局まちづくり推進課 椎名、石井、諏訪、越智（内線 32562・32563・32575）
Tel: 03-5253-8111(代表) 03-5253-8407(直通) FAX: 03-5253-1589